

那須塩原市クラウドサービス接続回線提供業務に係る
プロポーザル実施要領

令和6年2月

那須塩原市企画部デジタル推進課

1 概要

1.1 業務の名称

那須塩原市クラウドサービス接続回線提供業務

1.2 業務の目的

那須塩原市（以下「本市」という。）では、市内ネットワークシステムを個人番号利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系の三層に分離した上で、平成31年度に構築・導入した仮想化基盤及び統合ネットワーク、令和4年度の強靱化再構築により構築・導入した一部システムにより運用を行っている。

令和6年12月をもって、平成31年度に構築・導入した仮想化基盤及び統合ネットワークの保守を終了することに伴い、これらの市内ネットワークシステムの更改を実施する。

令和4年度に検討を行った結果、更改にあたっては、オンプレミスの機器とシームレスに接続できる仮想プライベートクラウドサービスを併用する構成とすることとした。

市内ネットワークシステムの更改にかかる構成は、①オンプレミスにおけるサーバー構築・導入業務、②仮想プライベートクラウド環境におけるサーバー構築・導入業務、③統合ネットワークの構築・導入業務、④仮想プライベートクラウドサービスの提供業務、⑤オンプレミスと仮想プライベートクラウドサービスを繋ぐ回線の提供業務といった5つの主な業務により実現していく。本業務は、前述の⑤の業務に係る調達を主目的としている。

1.3 業務の内容

別紙「那須塩原市クラウドサービス接続回線提供業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

1.4 履行期間

手続を含む事業全体については構築期間・運用期間に分けるものとする。

①構築期間：令和6年4月1日～令和6年7月31日まで

②運用期間：令和6年8月1日～令和11年7月31日まで

1.5 提案上限額

247,096,520円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら

手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存在しないこと。
- (6) 那須塩原市と同等規模の他自治体において、クラウド接続サービスの導入及び提供業務の実績があること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。

3 公募型プロポーザルの手続等

3.1 プロポーザルの日程

①事業公募	令和6年2月20日	(火)
②参加申込	令和6年3月5日	(火) 17時まで
③質問締切	令和6年3月5日	(火) 17時まで
④質問回答予定日	令和6年3月8日	(金)
⑤企画提案書締切	令和6年3月14日	(木) 17時まで
⑥参加申込取次	令和6年3月14日	(木) 17時まで
⑦一次評価結果通知	令和6年3月15日	(金)
⑧プレゼンテーション	令和6年3月18日	(月)
⑩導入候補者決定通知	令和6年3月19日	(火)

3.2 参加申請

参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、令和6年3月5日（火）17時まで（必着）に郵送又は持参の方法により、後記提出場所まで提出すること。

参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。

- ① 提出期限 令和6年3月5日（火）17時まで（必着）
- ② 提出書類 (1)参加申請書（様式第1号）1部（代表者印を押印したもの）
(2)参加資格要件確認書（様式第2号） 1部
- ③ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- ④ 提出先 後記提出場所
- ⑤ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第3号）

を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

3.3 質疑

本業務に関する質疑がある場合は、質疑書（様式第4号）を提出することができる。質疑書は、令和6年3月5日（火）17時まで（必着）に後記問い合わせ先まで電子メール又は郵送の方法により提出すること。質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。質疑の回答は、参加表明をした者全員に電子メール等により令和6年3月8日（金）までに行う。

4 企画提案書等の提出

4.1 提出書類

- ① 履行実績等（様式第5号）
- ② 業務実施体制図（様式第6号）
- ③ 企画提案書（様式第7号）
- ④ 見積書及び内訳書（任意様式）

4.2 作成に当たっての注意事項

- ① 「4.1 提出書類①～③」について

A4縦刷りもしくは横刷りとし、フォントサイズは10.5ポイント以上で横書きとする。ただし、図表については、この限りでない。また、カラーでもモノクロでも構わない。

提案書のページ数に上限は設けないが、分かりやすく簡潔に、概ね50ページ以内を目安に作成すること。（A3版の資料は2ページ換算とし、50ページを越えてしまっても減点等の対象とはしない。）

作成部数は、正本1部、副本7部とする。正本の表紙には、代表者印を押捺すること。

- ② 「4.1 提出書類④」について、表紙には代表者印を押捺すること。
- ③ 本業務の実施に当たり、当然に必要となると判断するが本仕様書に記載のないもの、また、那須塩原市において有益と思われるものについては追加提案として提案内容及び費用を企画提案書に記載し提出すること。ただし、費用については価格点対象範囲外とするが、提案内容については評価の対象とする。追加提案の見積様式については任意とするが、明細も添付すること。なお、追加提案については必ずしも契約を行うものではない。
- ④ 「4.1 提出書類④」について、導入業務にかかる費用は提案総額の2.08%、導入機器等の保守にかかる費用は提案総額の4.8%をそれぞれ上限とすること。

4.3 提出方法等

- ① 提出期限：令和6年3月14日（木）17時（必着）
- ② 提出場所：後記提出場所
- ③ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）

5 1次審査～プレゼンテーション及びデモンストレーション

5.1 1次審査

- ① 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び別に定める評価基準により書面審査を行う。
- ② 1次審査の結果、参加資格があると認められた者のうち、点数が上位の3者について2次審査を行う。ただし、評価点が同点の場合は、選定委員会の合議により決定する。企画提案書等の提出者が3者以内の場合は1次審査は行わない。
- ③ 1次審査の実施の有無及び実施した場合の結果は、令和6年3月15日（金）16時までに参加申請書（様式第1号）に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。当該電子メールを確認した場合には、到達確認メールを市に返信すること。また、定められた日時までに電子メールの到達が確認できない場合には同日17時までに市に確認を行うこと。

5.2 能力評価

1次審査の実施の有無に関わらず、参加申請をした全ての参加者に対して能力評価を実施する。能力評価の採点は2次審査と合わせて実施する。

5.3 2次審査（プレゼンテーション及びデモンストレーション）

- ① 開催日時：令和6年3月18日（月）を予定
詳細については、「5.1 1次審査③」の通知に合わせて通知する。
- ② 開催場所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 203会議室
- ③ 提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。
- ④ 時間は50分（提案書説明30分、質疑応答20分）とする（準備に要する時間は、別途確保する。）。
- ⑤ プレゼンテーションに当たっては、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。また、参加人数は5名以内とする。
- ⑥ プレゼンテーションに当たって、こちらで用意する投影用のモニターを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。
- ⑦ 事前に会場の下見をすることは可能とするが、下見の日時についてはデジタル推進課と調整すること。

- ⑧ 職員から説明を求められた事項については、全て回答すること。

6 契約候補者の特定

6.1 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

6.2 評価方法

- ① 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点が高い者を契約候補者として選定する。
- ② 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。
- ③ 能力評価、提案評価それぞれについて、配点の5割を基準点とし、能力評価、提案評価の点数のどちらか一方でも基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。
- ④ 能力評価が基準点に満たない提案者については、提案評価及び価格評価を行わない。
- ⑤ 2次選考の結果は、令和6年3月19日に書面及び電子メールにて通知を発送する。

7 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額を上限として契約を行う。ただし、特定後契約締結前に仕様の調整等、契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

なお、契約書の作成にあたっては本市の標準契約書を使用することを前提に協議を行う。

8 その他

- 企画提案書の提出後、提案者が2(1)～(7)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要綱等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。
- 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- 提出された資料は、返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- 審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。
- 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- 本件については、現在予算要求手続中であるため、予算が成立しない場合には、本プロポーザルは中止するものとし、本プロポーザルに参加するにあたって必要となった費用については、参加者の負担とする。

9 提出先・問い合わせ先

〒329-2792

栃木県那須塩原市あたご町2番地3

那須塩原市役所 企画部 デジタル推進課 システム管理担当

電話 0287-37-6253

電子メール digital@city.nasushiobara.tochigi.jp

担当：小林